

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

市原市は母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

市原市長

公表日

令和1年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年8月18日法律第141号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届け出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届け出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務
③システムの名称	健康管理システム(母子保健)、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健事業ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条 別表1 49の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第40条 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供ができる根拠規定> 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第2 56の2の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条第8号 (平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部 子育てネウボラセンター
②所属長の役職名	子育てネウボラセンター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号290-8501 千葉県市原市国分寺台中央1丁目1番地1 市原市役所 総務部 法務・情報公開室 電話番号 0436-23-9822
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号290-8502 千葉県市原市更級5丁目1番地27(保健センター内) 市原市役所 子ども未来部 子育てネウボラセンター 電話番号 0436-23-1215

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5.評価実施機関における担当部署①部署	保健福祉部 保健センター	子育て未来部 子ども福祉課	事後	
平成29年4月1日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	所長 鶴岡弘章	課長 綿引一友	事後	
平成29年4月1日	連絡先	市原市役所 保健福祉部 保健センター	市原市役所 子育て未来部 子ども福祉課 子育てネウボラセンター	事後	
平成29年4月1日	電話番号	0436-23-1187	0436-23-1215	事後	
平成29年4月1日	1. 対象人数 一つの時点の計数か	平成28年2月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	2. 取扱者数 一つの時点の計数か	平成28年2月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年6月15日	5.評価実施機関における担当部署①部署	子育て未来部 子ども福祉課	子ども未来部 子ども福祉課	事後	
平成29年6月15日	連絡先	市原市役所 子育て未来部 子ども福祉課 子育てネウボラセンター	市原市役所 子ども未来部 子ども福祉課 子育てネウボラセンター	事後	
平成30年7月30日	5.評価実施機関における担当部署①部署	子ども未来部 子ども福祉課 子育てネウボラセンター	子ども未来部 子育てネウボラセンター	事後	
平成30年7月30日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	(新規項目のため、記載なし)	子育てネウボラセンター所長	事後	
平成30年7月30日	連絡先	郵便番号290-8502 千葉県市原市更級5丁目1番地27	郵便番号290-8502 千葉県市原市更級5丁目1番地27(保健セン	事後	
平成30年7月30日	1. 対象人数 一つの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月30日	2. 取扱者数 一つの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年11月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	母子保健法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法	母子保健法(昭和40年8月18日法律第141号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別す	事後	
平成30年11月30日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条 別表	事後	
平成30年11月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上	<情報提供ができる根拠規定> 行政手続きにおける特定の個人を識別するため	<情報提供ができる根拠規定> 行政手続きにおける特定の個人を識別するため	事後	
令和1年6月27日	1. 対象人数 一つの時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月27日	2. 取扱者数 一つの時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	